

# 規制シート

(別紙1)

200199200700001

平成27年7月31日

規制の名称	自動車NOx・PM法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水・大気環境局 自動車環境対策課 課長 小野 洋
規制目的	自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出されるNOx・PMの総量削減基本方針及び計画を策定し、当該地域内における基準を満たさない使用過程車の使用制限や、事業者の対策促進等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>自動車交通が集中し、大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域を対策地域として選定</p> <p>車種規制: NOx・PMの排出基準に適合していない車は、対策地域内において自動車登録を不可とする</p> <p>事業者排出抑制対策: 1都府県内で30台以上の自動車を使用する事業者は、自動車使用管理計画(特定自動車からのNOx・PM排出量の削減目標、低公害車への代替や排ガス低減装置の装着計画、エコドライブや走行量削減の取組の計画)を作成するとともに、毎年の取組み状況について都府県知事または運輸局あてに報告する。</p> <p>知事が指定する重点対策地区内における局地汚染対策(ただし平成27年度現在で知事が指定した重点対策地区は無い)</p> <p>①特定建物(新たな交通需要を生じさせる建物)を新設する者は、自動車排出NOx・PMの抑制のための配慮事項等を届け出て、適正な配慮を実施</p> <p>②環境大臣が指定する指定地区に車両が相当程度流入している周辺地区の事業者に対して、指定地区への流入車からのNOx・PM排出抑制措置の計画策定及び定期報告の義務づけ</p>	関連する予算	<p>(小事項)自動車等大気環境総合対策費 (区分)自動車大気汚染対策等推進事業</p> <p>平成26年度 162百万円 平成27年度 155百万円 平成28年度(要求額) 179百万円</p>

<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>自動車NOx法に基づく施策は一定の効果はあったものの大気汚染の改善は十分ではないとして、法改正を行い、NOx対策の強化、PMの対象物質への追加、対策地域の追加等を実施(平成14年5月施行)。</p> <p>対策地域内の大気環境状況は改善傾向にあるが、局地的に汚染が改善されない地域も残っているため、局地汚染対策、流入車対策を講ずるよう法改正(平成20年1月施行)。</p> <p>総量削減基本方針について、平成32年度の最終目標(対策地域における基準の確保)及び27年度の間目標(すべての測定局での基準達成)の設定等を内容とする変更を行った(平成23年3月閣議決定)。これを踏まえて各都府県が総量削減計画を策定(平成24～25年度)。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>①二酸化窒素に係る環境基準達成率 (NOx・PM法対策地域内) 24年度99.5%、25年度99.5%</p> <p>②浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率 (NOx・PM法対策地域内) 24年度100.0%、25年度95.0%</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>今年度は総量削減基本方針の間目標の年度に相当することから、来年度、中央環境審議会自動車排出ガス総合対策小委員会において目標達成状況及び施策の進捗状況の点検評価を行い、当該評価を踏まえて制度や対策内容の見直しを検討し、28年度末に検討結果をとりまとめることとしている。そのため、今年度においては規制の見直しには着手せず、規制の維持とする。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>附則(平成19年5月18日法律第50号)第2条</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成27年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>